

平成 23 年 度

健全化判断比率 審査意見書  
資金不足比率 審査意見書

大 竹 市 監 査 委 員

大 監 第 32 号  
平成24年 9月 7日

大竹市長 入 山 欣 郎 様

大竹市監査委員 黒 田 孝 士  
大竹市監査委員 寺 岡 公 章

平成23年度大竹市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成23年度大竹市健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

# 目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審 査 の 期 間	1
第3	審 査 の 方 法	1
第4	審 査 の 結 果	1
1	算 定 対 象 会 計	2
2	健 全 化 判 断 比 率	3
(1)	実 質 赤 字 比 率	4
(2)	連 結 実 質 赤 字 比 率	5
(3)	実 質 公 債 費 比 率	6
(4)	将 来 負 担 比 率	9
3	資 金 不 足 比 率	11
(1)	法 適 用 企 業	11
(2)	法 非 適 用 企 業	12
第5	ま と め	13
第6	監 査 意 見	15

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則万円を表示した。
- 2 比率「%」は、表示単位未満を切り捨てした。
- 3 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「-」・・・・・・・・ 該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
  - 「0. 0」・・・・・・・・ 該当数値はあるが、単位未満のもの
  - 「Δ」・・・・・・・・ 負数又は減数

# 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 平成23年度 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 平成23年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成24年8月24日から平成24年9月5日まで

## 第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているかを、関係書類を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は正確であることを認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

# 1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
普通会計	一般会計に属する特別会計 港湾及び漁港施設管理受託特別会計					
公 営 企 業 会 計	一般会計以外に属する特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	↓	↓	↓	↓
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	法適用公営企業	水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		公共下水道事業会計				
	法非適用公営企業	農業集落排水特別会計				
		漁業集落排水特別会計				
		土地造成特別会計				
一般事業組合 広域連合	広島県市町職員退職手当組合	↓	↓	↓	↓	
	広島県市町公務災害補償連合					
	宮島競艇施行組合					
	広島県後期高齢者医療広域連合					
地方公社 第三セクター	大竹市土地開発公社	↓	↓	↓	↓	
	広島県信用保証協会					

債務補償をしている法人等がある場合、将来負担比率の算定対象となる。

## 2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％, ポイント)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (△0.42)	－ (△0.42)	－ (0.00)	13.90	20.0
連結実質赤字比率	－ (△25.07)	－ (△22.03)	－ (△3.04)	18.90	30.0
実質公債費比率	16.1	16.0	0.1	25.0	35.0
将来負担比率	245.0	235.5	9.5	350.0	－

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「－」で表示した。各比率の( )内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。

実質公債費比率は 16.1%で、前年度に比べ 0.1 ポイント悪化している。なお、早期健全化基準 (25.0%) 及び財政再生基準(35.0%) については下回っている。

将来負担比率は 245.0%で、前年度に比べて 9.5 ポイント悪化している。なお、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲内である。

[早期健全化基準，財政再生基準の適用]

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」，「財政再生基準」の 2 段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

### (1) 実質赤字比率

福祉，教育，まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し，財政運営の深刻度を示すもので，比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

本市の実質収支額は 3,164 万円の黒字となっているため，実質赤字比率の算定ではなく，参考としての比率を求めたところ  $\Delta 0.42\%$  となり，前年度と比べると，増減なしとなっている。なお，自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（13.90%）との差は 14.32 ポイントとなっている。

(単位：%，ポイント)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
本市の参考比率 A/B	$\Delta 0.42$	$\Delta 0.42$	0.00

(単位：千円，%)

区 分	実 質 収 支 額		増減額	増減率
	平成 23 年度	平成 22 年度		
一 般 会 計	7,195	7,967	$\Delta 772$	$\Delta 9.7$
一般会計等に属する特別会計	24,451	23,819	632	2.7
港湾及び漁港施設管理受託特別会計	24,451	23,819	632	2.7
合 計 A	31,646	31,786	$\Delta 140$	$\Delta 0.4$
標 準 財 政 規 模 B	7,469,739	7,518,400	$\Delta 48,661$	$\Delta 0.6$

実質収支額の合計は 3,164 万円で，前年度に比べ 14 万円（0.4%）の減少となっている。これは，港湾及び漁港施設管理受託特別会計の実質収支額が 63 万円（2.7%）増加したものの，一般会計の実質収支額が 77 万円（9.7%）減少したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位：千円，%)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	6,146,661	6,071,147	75,514	1.2
普通交付税額	711,125	752,069	$\Delta 40,944$	$\Delta 5.4$
臨時財政対策債	611,953	695,184	$\Delta 83,231$	$\Delta 12.0$
合 計	7,469,739	7,518,400	$\Delta 48,661$	$\Delta 0.6$

(注) 標準財政規模とは，地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は、標準税収入額 61 億 4,666 万円、普通交付税額 7 億 1,112 万円、臨時財政対策債 6 億 1,195 万円の合計額 74 億 6,973 万円である。標準財政規模は前年度に比べ 4,866 万円（0.6%）の減少となっている。

## (2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

本市の連結実質収支額等は 18 億 7,287 万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ  $\Delta 25.07\%$  となり、前年度に比べ 3.04 ポイントの改善になっている。なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（18.90%）との差は 43.97 ポイントとなっている。

（単位：％，ポイント）

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
本市の参考比率 (A+B)/C	$\Delta 25.07$	$\Delta 22.03$	$\Delta 3.04$

（単位：千円，％）

区 分		実 質 収 支 額		増減額	増減率
		平成 23 年度	平成 22 年度		
一 般 会 計		7,195	7,967	$\Delta 772$	$\Delta 9.7$
一般会計等に属する特別会計	港湾及び漁港施設管理受託特別会計	24,451	23,819	632	2.7
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	1,114	20,380	$\Delta 19,266$	$\Delta 94.5$
	介護保険特別会計	6,826	8,332	$\Delta 1,506$	$\Delta 18.1$
	後期高齢者医療特別会計	1,578	1,749	$\Delta 171$	$\Delta 9.8$
小 計 A		41,164	62,247	$\Delta 21,083$	$\Delta 33.9$
区 分		資 金 剰 余 額		増減額	増減率
		平成 23 年度	平成 22 年度		
法適用企業	水道事業会計	932,417	832,307	100,110	12.0
	工業用水道事業会計	509,114	445,439	63,675	14.3
	公共下水道事業会計	390,182	317,002	73,180	23.1
法非適用企業	農業集落排水特別会計	0	0	0	—
	漁業集落排水特別会計	0	0	0	—
	土地造成特別会計	0	0	0	—
小 計 B		1,831,713	1,594,784	236,929	14.9
合 計 A+B		1,872,877	1,657,031	215,846	13.0
標 準 財 政 規 模 C		7,469,739	7,518,400	$\Delta 48,661$	$\Delta 0.6$

連結実質収支額等の合計は18億7,287万円で、前年度に比べ2億1,584万円の増加となっている。これは主として水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業会計の資金剰余額が増加したことによるものである。

### (3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金 A + 準元利償還金 B)} - \text{(特定財源 C + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)}}{\text{(標準財政規模 E)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)}} \text{の3カ年平均}$$

実質公債比率は、次表のとおりである。

(単位：%, ポイント)

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
実質公債費比率（3カ年平均）	16.1	16.0	0.1

(単位：千円, %, ポイント)

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
A 元 利 償 還 金	1,902,811	1,977,056	△74,245
B 準 元 利 償 還 金	422,816	432,044	△9,228
(A+B) 計	2,325,627	2,409,100	△83,473
C 特 定 財 源	184,936	186,996	△2,060
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,162,391	1,156,543	5,848
(C+D) 計	1,347,327	1,343,539	3,788
E 標 準 財 政 規 模	7,469,739	7,518,400	△48,661
実質公債費比率（単年度）	15.5	16.7	△1.2

実質公債費比率は16.1%で、前年度に比べ0.1ポイント悪化しているが、早期健全化基準（25.0%）を下回った数値となっている。また、単年度で比較してみると、当年度は前年度に比べ1.2ポイント改善している。これは主として、標準財政規模が減少したものの、地方債の元利償還金・準元利償還金が減少したことによるものである。

(ア) 元利償還金, 準元利償還金の状況について

(単位: 千円, %)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増減額	増減率
元利償還金 (一般会計等) (注 1)	1,902,811	1,977,056	Δ 74,245	Δ 3.8
準元利償還金 (注 2)	422,816	432,044	Δ 9,228	Δ 2.1
水道事業会計	5,675	5,535	140	2.5
工業用水道事業会計	81	75	6	8.0
公共下水道事業会計	156,152	164,370	Δ 8,218	Δ 5.0
農業集落排水事業特別会計	15,178	14,765	413	2.8
漁業集落排水事業特別会計	7,010	6,618	392	5.9
土地造成特別会計	238,357	238,436	Δ 79	0.0
公債費に準ずる債務負担行為額	117	225	Δ 108	Δ 48.0
一時借入金利子	245	2,020	Δ 1,775	Δ 87.9
合 計	2,325,627	2,409,100	Δ 83,473	Δ 3.5

(注1) 元利償還金は, 一般会計等の公債費である。

(注2) 準元利償還金は, 主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰出金や将来の支払いを約束した債務負担行為額である。

元利償還金及び準元利償還金は 23 億 2,562 万円で, 前年度に比べ 8,347 万円の減少となっている。これは主として, 元利償還金及び準元利償還金の公共下水道事業会計が減少したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位: 千円, %)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増減額	増減率
市営住宅使用料	32,928	32,794	134	0.4
都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	151,206	153,400	Δ 2,194	Δ 1.4
簡易水道建設費負担金	802	802	0	0.0
合 計	184,936	186,996	Δ 2,060	Δ 1.1

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は 1 億 8,493 万円で, 前年度に比べ 206 万円の減少となっている。これは主として, 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が減少したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位：千円, %)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注 1)	814,848	810,795	4,053	0.5
事業費補正により基準財政需要額に算入 された公債費 (注 2)	338,913	337,122	1,791	0.5
密度補正により基準財政需要額に算 入された元利償還金 (注 3)	8,630	8,626	4	0.0
合 計	1,162,391	1,156,543	5,848	0.5

(注 1) 下水道事業債、減税補てん債及び臨時財政対策債償還金が主なものである。

(注 2) 道路橋りょう費や下水道事業費の市債償還金が主なものである。

(注 3) 一般会計出資債である。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は 11 億 6,239 万円で、前年度に比べ 584 万円 (0.5%) 増加となっている。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額及び事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が増加したことによるものである。

#### (4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等） B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

（単位：％，ポイント）

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	245.0	235.5	9.5

（単位：千円，％）

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減	増減率
A 将来負担額	32,480,566	31,618,969	861,597	2.7
B 充当可能な財源（基金・特定歳入等）	17,025,290	16,630,577	394,713	2.4
(A - B) 計	15,455,276	14,988,392	466,884	3.1
C 標準財政規模	7,469,739	7,518,400	Δ 48,661	Δ 0.6
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,162,391	1,156,543	5,848	0.5
(C - D) 計	6,307,348	6,361,857	Δ 54,509	Δ 0.9

平成 23 年度の将来負担比率は、245.0％で前年度に比べて 9.5 ポイント悪化している。これは分子である将来負担額から充当可能な財源を差し引いた負担額が、前年度に比べ 4 億 6,688 万円（3.1％）増加し、分母である標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた額が前年度に比べ 5,450 万円（0.9％）減少したことによるものである。

当年度の指数は、財政の健全化を示す早期健全化基準（350.0％）を下回った数値となっている。

この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いといえる。

## (ア) 将来負担額の状況について

(単位：千円, %)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増減額	増減率
地方債の現在高	19,432,364	19,321,702	110,662	0.6
債務負担行為に基づく支出予定額	466,472	466,472	0	0.0
公営企業債等繰入見込額	7,638,960	6,869,699	769,261	11.2
組合等への負担等見込額	0	0	0	—
退職手当負担見込額	2,295,782	2,340,763	Δ44,981	Δ1.9
設立法人の負債額等負担見込額	2,646,988	2,620,333	26,655	1.0
内 大竹市土地開発公社	2,646,988	2,616,370	30,618	1.2
訳 第三セクター等	0	3,963	Δ3,963	皆減
合 計	32,480,566	31,618,969	861,597	2.7

将来負担額は 324 億 8,056 万円で、前年度に比べ 8 億 6,159 万円 (2.7%) の増加となっている。これは主として、公営企業債等繰入見込額及び地方債の現在高が増加したことによるものである。

## (イ) 充当可能な財源 (基金・特定歳入など) の状況について

(単位：千円, %)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (注 1)	2,606,067	2,809,721	Δ203,654	Δ7.2
充当可能な特定歳入 (注 2)	1,431,369	1,491,203	Δ59,834	Δ4.0
うち都市計画税充当見込額	1,109,713	1,229,263	Δ119,550	Δ9.7
基準財政需要額へ算入される見込額(注 3)	12,987,854	12,329,653	658,201	5.3
うち臨時財政対策債償還費等公債費	8,953,844	8,308,242	645,602	7.8
合 計	17,025,290	16,630,577	394,713	2.4

(注 1) 地方自治法 241 条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注 2) 地方債の償還に充当できる国・県等からの補助金、公営住宅の賃貸料及び都市計画税などを対象としている。

(注 3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額に算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など 10 基金 26 億 606 万円、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税などの特定歳入 14 億 3,136 万円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額は 129 億 8,785 万円となり、全体では 170 億 2,529 万円となっている。これを前年度に比べると 3 億 9,471 万円 (2.4%) 増加している。

これは、充当可能な基金及び特定歳入が減少したものの、基準財政需要額へ算入される見込額が増加したことによるものである。

### 3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：%)

会計名		平成23年度	平成22年度	増減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	公共下水道事業会計	—	—	—	
法非適用企業	農業集落排水特別会計	—	—	—	
	漁業集落排水特別会計	—	—	—	
	土地造成特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は「—」で表示した。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

#### (1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	会計年度	A 流動負債	B 建設改良費等 以外の経費の 財源に充てる ために起こし た地方債の現 在高	C 流動資産	D 解消可 能資金 不足額	資金剰余 額	E 事業規模
水道事業会計	平成23年度	137,951	0	1,070,368	0	932,417	478,742
	平成22年度	160,844	0	993,151	0	832,307	476,778
	増減額	Δ22,893	0	77,217	0	100,110	1,964
工業用水道事業 会計	平成23年度	10,641	0	519,755	0	509,114	546,838
	平成22年度	10,917	0	456,356	0	445,439	544,877
	増減額	Δ276	0	63,399	0	63,675	1,961
公共下水道事業 会計	平成23年度	199,895	0	590,077	0	390,182	711,636
	平成22年度	110,097	0	427,099	0	317,002	731,646
	増減額	89,798	0	162,978	0	73,180	Δ20,010

比率は次の算式による

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{流動負債 A} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B} - \text{流動資産 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で9億3,241万円となり、前年度に比べ1億11万円、工業用水道事業会計で5億911万円となり、前年度に比べ6,367万円、公共下水道事業会計で3億9,018万円となり、前年度と比べ7,318万円とそれぞれ増加となっている。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	会計年度	A 繰上充用額	B 支払繰延額・事業繰越額	C 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	D 解消可能資金不足額	資金剰余額	E 事業規模
農業集落排水特別会計	平成23年度	0	0	0	0	0	6,358
	平成22年度	0	0	0	0	0	6,504
	増減額	0	0	0	0	0	△146
漁業集落排水特別会計	平成23年度	0	0	0	0	0	4,013
	平成22年度	0	0	0	0	0	4,087
	増減額	0	0	0	0	0	△74
土地造成特別会計	平成23年度	503,696	8,475,439	0	0	0	8,979,135
	平成22年度	464,123	9,568,289	0	0	0	10,032,412
	増減額	39,573	△1,092,850	0	0	0	△1,053,277

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{繰上充用額 A} + \text{支払繰延額・事業繰越額 B} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

農業集落排水特別会計及び漁業集落排水特別会計については、資金不足額を生じていない。これは一般会計からの繰入金により収支均衡を図っているためである。土地造成特別会計についても、資金不足額は生じていない。これは次年度からの繰上充用金で収支均衡を図っているためである。

## 第5 まとめ

### 1. 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 3,164 万円の黒字で、前年度に比べ 14 万円の減少となっているが、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は $\Delta 0.42\%$ となり、前年度に比べて増減なしとなっている。

### 2. 連結実質赤字比率について

本市の連結収支額等の合計は 18 億 7,287 万円の黒字で、前年度に比べ 2 億 1,584 万円の増加となっている。この結果、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は、 $\Delta 25.07\%$ となり前年度に比べ 3.04 ポイントの改善となっている。これは主として、公営企業の水道事業、工業用水道事業及び公共下水道会計の資金剰余額が増加したことによるものである。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、当年度の実質収支額は黒字であり資金不足額も生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

### 3. 実質公債費比率について

一般会計の公債費及び公営企業会計の元利償還などの元利償還金・準元利償還金は 23 億 2,562 万円で、前年度に比べ 8,347 万円 (3.5%) の減少となっている。また、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税などの特定財源は、1 億 8,493 万円で、前年度に比べ 206 万円 (1.1%) の減少となり、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額は 11 億 6,239 万円で、前年度と比べ 584 万円 (0.5%) の増加となっている。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は 74 億 6,973 万円で、前年度に比べ 4,866 万円 (0.6%) の減少となっている。

この結果、実質公債費比率は、単年度では 15.5% で、前年度に比べ 1.2 ポイントの改善となっている。3 ヶ年平均では 16.1% で、前年度に比べ 0.1 ポイントの悪化となっているが、早期健全化基準の数値は下回っている。

この比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものである。

### 4. 将来負担比率について

一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額は 324 億 8,056 万円で、前年度に比べ 8 億 6,159 万円 (2.7%) の増加となり、充当可能な財源は 170 億 2,529 万円となり、前年度に比べ 3 億 9,471 万円 (2.4%) の増加となっている。この結果、将来負担比率は 245.0% で、前年度に比べ 9.5 ポイント悪化しているが、早期健全化基準を下回った数値となっている。

この比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等を指標化し、将来の財政経営を圧迫する度合いを示したものである。

なお、将来負担比率が前年を上回った要因は、将来負担額が増加し、標準財政規模額が減少したためである。

#### 5. 資金不足比率について

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計では9億3,241万円となり、前年度に比べ1億11万円の増加、工業用水道事業会計では5億911万円となり、前年度に比べ6,367万円の増加、公共下水道事業会計では3億9,018万円となり、前年度に比べ7,318万円の増加となっており、いずれも剰余額が生じている。

この比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、当年度は資金不足が生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

法非適用企業の農業集落排水特別会計及び漁業集落排水特別会計については、資金不足は生じていない。これは一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っているためである。また、土地造成特別会計についても資金不足は生じていない。これは当年度実質赤字額5億369万円を次年度繰上充用金で収支の均衡を図っているためである。

## 第6 監査意見

当年度の本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支額が黒字になっているため該当の数値はない。実質公債費比率は前年度に比べ0.1ポイントの悪化となっており、将来負担比率も前年度に比べて9.5ポイントの悪化となっている。資金不足比率は、いずれも資金に不足額が生じていないため該当の数値はない。

歳入については、本市の市税の収納率は平成17年度から引き続き県下の市では1位となっているが、経済状況の悪化等により収納率は下降している。今後も収納率の維持・向上には大変な苦勞を伴うと思慮されるが、事務手続等を再確認され、本市の歳入確保に努められる事を望むものである。

地方債の現在高については、前年度に比べ、一般会計で0.6ポイント増加しており、今後も小方小・中学校の建設に伴う地方債等の発行残高が増加することが見込まれる。このため、借入限度額を設定するなど残高の削減に努め、地方債の発行総額の一層の適切な管理をされたい。

また、地方債に係る利息の軽減策として低金利への借換えなどを積極的に行い公債費の削減に努められたい。

将来負担については、本市は大願寺山開発に伴う大きな債務の償還という重荷を背負っており、本市の収支状況などを的確に把握し、着実な返済計画のもとに健全性の確保を図っていく必要がある。

さらに、公営企業会計については、基本的には独立採算による事業運営を図っていくことが望まれる。そのためにも、経営状態の的確な把握による経費の見直しや業務の改善による収入の向上に努める必要がある。

本市の健全な財政運営を安定的に実現し維持するために、経営方針である総合計画の理念に基づいて作成される実施計画は、これまでの行財政改革の取組結果や最近の経済財政状況等を踏まえ、関連する情報を的確に把握・分析し、将来の財政健全化の各指標に係る目標値が反映された、実効性のある計画となることが重要である。

本市の健全化判断比率及び資金不足比率いずれも、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。しかし、この比率はあくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎず、従来から財政運営を行う上で用いる経常収支比率なども判断指標に含め、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進するよう要望するものである。